

令和6年11月7日

発 言 者	発 言 要 旨
【請願13号の審査】	
青木委員	県における夜間中学の開設に向けた現在の取組状況はどうか。
義務教育課長	<p>県教育委員会では、令和6年7月、文部科学省の担当者を招き、市町村教育委員会向けに全国の夜間中学の事例等を紹介する説明会を開催した。</p> <p>また、本県における検討を進めるため、他県の夜間中学を年内に視察し、夜間中学の設置に向けた具体的な取組み、実際の教育内容や運営状況等の実態を詳しく調査する予定である。</p> <p>その上で、市町村教育委員会と意見交換を行う場を設け、他県の状況を共有しながら、本県における夜間中学の設置イメージなどについて議論を進めていきたいと考えている。</p> <p>先日開催された山形県総合政策審議会で示された第4次山形県総合発展計画次期実施計画の策定に向けた基本的考え方提言（案）では、公立夜間中学校設置の検討が項目に盛り込まれている。本県における義務教育のセーフティーネットとして、また外国人材の学びの場としての夜間中学の設置に向けて、市町村と連携しながら検討を進めていきたい。</p>
青木委員	本年4月現在で、本県は夜間中学の開設に向けて検討を進めていることを公表していない地域となっているが、今後の予定はどうか。
義務教育課長	当時は検討を進めていなかったため、公表していない地域となっているが、今後検討を進めていく予定である。
青木委員	増加している不登校の児童生徒からのニーズがこれから増えていくと思われるが当局の考えはどうか。
義務教育課長	本県の実態に則した夜間中学の開設が必要と考えており、開設に向けた情報収集を行うとともに、その在り方について市町村教育委員会等とも意見交換した上で、ニーズを調査する必要があると考えている。
青木委員	当局で今後検討していくことを後押しするためにも、請願は採択すべきと考える。
奥山委員	当局から非常に前向きな答弁があったと考えるが、実態調査及びニーズ調査の結果を確認してから設置に向けて取り組むべきと考えるため、継続審査が妥当と考える。
柴田副委員長	地域の実態に応じて、しっかりとした根拠に基づいて進めることが必要である。当局では、年内に視察を行うなどにより情報収集し、本県における在り方を研究していくこととしているが、現在、具体的なニーズが確認されていないことから、継続審査が妥当である。
船山委員	全国における設置状況はどうか。
義務教育課長	本年4月現在、24都道府県に53校の夜間中学が設置されており、今後

発 言 者	発 言 要 旨
	設置予定の県もある。設置場所は、生徒の居住地や施設の状況、交通事情等を踏まえ決定している。
船山委員	他県における授業の方式はどうか。
義務教育課長	中学校の教育課程に基づく授業を行うが、外国人が入学した場合には、特別な教育課程として日本語指導を行う授業を設けたり、幅広い年齢層に対応するため、保健体育の授業内容を工夫するなど、生徒の実態に応じて様々な教育課程が組み立てられている。
船山委員	夜間中学における必要教員数はどうか。
義務教育課長	生徒数にもよるが、基本的には全教科の指導に対応できる人数が必要である。少なくとも、単独の夜間中学校の場合には、校長、教頭、養護教諭、教科指導教員の配置が行われる。ただし、分校形式や夜間学級形式で設置する場合には、人数が異なってくるものとする。
船山委員	教員は、他の中学校で勤務する教員とは別に新たに配置する必要があるのか。
義務教育課長	単独の夜間中学校として開設した場合には、別に配置する必要がある。
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	学級数に応じて教員の数が算定され、それに加えて、校長、教頭、養護教諭や事務職員が配置される。
船山委員	分校として設置する場合、教員の負担は増えないのか。
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	一般的に業務の増加が想定されるほか、入学する生徒の状況によっては様々な対応が必要となり、業務負担も増えることが予見される。
船山委員	ニーズ等を踏まえ総合的に判断すべきと考えるため、継続審査で良いと考える。
教育次長	徳島県では県立で設置したが、その経緯は、市町村と話し合いを重ねたところ、市町村単独で設置する場合、規模的に非常に小さい学校の設置にならざるを得なく、教員の確保や各教科の専門的な指導をしていくことが難しいと見込まれることから、県立1校の設置に至ったものである。本県の場合は、ニーズの掘り起こし方法も工夫すべきであり、それを受けて、どのような設置の形が望ましいのか、また、充実した教育環境を提供できるのかということを含め吟味しなければならないと考えている。 ⇒簡易採決の結果、継続審査に決定
【所管事項に関する質問】 齋藤委員	県内における刑法犯の認知、検挙件数の推移はどうか。また、全国との比較はどうか。

発 言 者	発 言 要 旨
参事官（兼）刑事企画課長	<p>令和6年10月末時点の暫定値で、認知件数2,547件、検挙件数1,661件、検挙人員1,091人、検挙率65.2%となっている。認知件数は2年連続して前年比で増加している。認知件数の内訳は、窃盗犯1,498件、知能犯280件、風俗犯83件で、いずれも検挙数が増加している。</p> <p>同10月末における検挙率は、全国平均が45.5%なのに対し、本県は65.2%であり、全国で第2位となっている。</p>
齋藤委員	<p>県内における金属盗難の発生状況はどうか。</p>
参事官（兼）刑事企画課長	<p>令和6年10月末現在、認知件数41件、被害金額3,611万3千円であり、全国と同様に増加傾向にある。</p>
齋藤委員	<p>関東圏では金属買取業者が摘発される事例もあるようだが、県内の金属買取業者に盗難品を持ち込ませないための対策はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>いわゆる金属くずが金属買取業者に持ち込まれた場合は、古物営業法が適用されないため、身分確認を行うことなく買い取りされ、犯人は容易に盗難品を売却処分することができる現状にある。こうしたことを踏まえ、県内の金属買取業者に対しては、金属くずの買取り時に売主の身分確認を行うことなどを依頼している。</p> <p>その他、県内の金属等再生資源取扱事業者で組織する組合にも協力を求めており、買取り時の身分確認や持ち込まれた金属資源に盗難品の疑いがある場合の警察への早期通報を各事業者に周知徹底してもらうよう働き掛けを行っている。</p> <p>また、被害を認知した際は、刑事部門と連携し、盗品手配書による事業者への周知徹底についても依頼するなど、盗難品が容易に持ち込まれないように対策している。</p>
齋藤委員	<p>法の抜け道を防ぐ対策が重要と考えるが、今後の対応方針はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>現在、警察庁では、金属盗難対策として、盗品の流通防止や犯行用具に関する法規制の在り方等を検討する有識者会議を設置している。その動向を注視し、本県における条例制定の必要性等を検討していく。</p>
齋藤委員	<p>不登校の児童生徒が増加する中で、校内教育支援センターの設置状況とその効果はどうか。</p>
義務教育課長	<p>教室以外の場が必要な児童生徒がいる場合には、空き教室等を活用して当該児童生徒の居場所を設けている。県教育委員会では、平成21年度から中学校20校に別室学習指導教員を配置しており、本年度からは新たに、各学校における校内教育支援センターの設置促進のため、小学校25校に学習指導員を配置している。学習指導員を配置した小学校からは、校内教育支援センターに学習指導員がいることで、児童一人ひとりの状況に合わせた学習や学校生活の支援が可能となり、児童の安心と支援の充実につながっていると聞いている。また、配置校では、新たな不登校の児童生徒を生まない未然防止の取組みも実施しており、配置校等で構成する協議会等において、各学校の取組みなどを共有している。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
齋藤委員	次年度以降の対応方針はどうか。
義務教育課長	効果的な取組みを県内の学校に紹介しながら、未然防止の取組みを進めていきたいと考えている。令和7年度の国の当初予算概算要求では、校内教育支援センターの整備に関する予算が拡充されており、県教育委員会としても、校内教育支援センターを含めた学びの場の充実や学習指導員等の配置など、更なる支援の充実に向けて検討していきたい。
鈴木委員	令和6年度から実施している、学力上位県への教員派遣の取組状況はどうか。
義務教育課長	<p>令和6年度、全国学力学習状況調査において正答率が継続して高い福井県内の小学校に教員1名を1年間派遣している。福井県における年間を通じた学力向上の取組みや、教材研究や教科部会の持ち方、授業づくりなど、実践的な指導方法を直に学び、本県の学校に発信することにより、本県の学力向上に資することを目的としている。</p> <p>派遣した教員は、受入れ先の小学校で担当教員のサポートを行う形で授業に参加しているほか、県内の小中学校等で実施されている授業研究等にも参加するなど、校外でも研修を行っている。</p> <p>長期間の派遣により、数回の公開授業への参加などではわからない日々の教員の授業づくりの様子や、校内体制及び授業研究研修の状況など、授業を行う基礎になる部分の取組みを知ることができており、当課への報告によれば、派遣先の学校では、教員同士が日常的に授業づくりについて話し合う機会が多く取られていること、家庭における教育への関心が非常に高いことなどが報告されている。</p>
鈴木委員	次年度以降の派遣方針はどうか。
義務教育課長	令和6年度の成果等を踏まえ検討していきたい。
鈴木委員	県警察における児童虐待の取扱状況と認知時の対応はどうか。
人身安全少年課長（兼）少年サポートセンター所長	<p>令和5年に、警察が児童相談所に通告した児童数は556人となっている。このうち、緊急に児童を保護すべき必要性を認め、児童の身柄とともに児童相談所に通告した児童数は49人となっている。なお、令和6年9月末現在の通告児童数は357人で、身柄付き通告は28人となっている。</p> <p>警察が児童虐待事案を把握するケースは、DVや迷子の取扱い、親族等の関係者からの相談、目撃者等の第三者からの通報、関係機関からの情報提供によるものがある。通報を受理した場合は、警察官が現場臨場し、児童の怪我の有無を含む目視による安全確認、児童からの直接の聴取、保護者や関係者からの聴取等を行う。その結果、児童虐待の疑いが認められると児童相談所に通告する。また、状況に応じて児童と保護者を分離する措置をとる。さらに、児童に対する暴行等の犯罪行為がある場合には、法と証拠に基づき捜査をしており、5年中は児童虐待事件で48件49人、本年は9月末現在で26件26人を検挙している。</p>
鈴木委員	職務質問により検挙した県内での事例はどのようなものか。

発 言 者	発 言 要 旨
地域課長	令和6年6月の早朝、鶴岡市内の閉店している店舗の駐車場に駐車していた車両内に潜んでいた者に職務質問し、大麻取締法違反で逮捕した事例や、同年10月に、夜間の路上で、警ら中の警察官を見た者が突然反対方向に逃走したことから、呼び止めて職務質問し、自転車窃盗で検挙した事例等がある。
鈴木委員	職務質問に協力してもらうために、どのように取り組んでいるか。
地域課長	職務質問は強制でなく、相手方の任意の協力を基に実施するものである。協力いただけるようお願いしている。お願いは、強制に至らない程度で、個々のケースや現場の状況から判断することになる。
青木委員	県内における交通事故の発生状況と、そのうちの死亡事故の発生件数の推移はどうか。
参事官（兼）交通企画課長	<p>交通事故発生件数は、平成27年から令和5年まで8年連続で減少している。5年の発生件数は2,780件で、負傷者は3,295人、6年は10月末現在で発生件数が2,002件、負傷者が2,387人となっている。</p> <p>交通死亡事故件数及び死者数は、令和元年が32件32人、2年が30件30人、3年が23件24人、4年が26件26人、5年が31件34人で、4年から増加に転じ、5年は死亡事故が令和以降最多となった。6年は、10月現在では21件23人となっている。</p>
青木委員	交通死亡事故防止対策プロジェクトチームの取組みと成果はどうか。
参事官（兼）交通企画課長	<p>気候や社会経済活動の変化、高速道路交通網の整備、高齢免許人口の増加等、県内の道路交通をめぐる著しい変容と交通死亡事故の増加を受け、令和5年10月、これまでの交通死亡事故防止対策を抜本的に見直して、交通事故分析を高度化するとともに、警察本部の司令塔機能を強化した警察本部交通部各課で構成する交通死亡事故対策プロジェクトチームを創設した。これまで以上に交通事故分析を高度化して、様々な交通事故防止策と現場執行力とを連携させて、重大交通事故防止対策を進めている。</p> <p>その成果として、6年は、交通事故の発生件数、負傷者数、死者数のいずれも大幅に減少している。</p>
青木委員	冬に向けて夕暮れの時間が早まるこの時期の交通事故防止の取組みはどうか。
参事官（兼）交通企画課長	この時期は、帰宅ラッシュや買物の時間が重なり、特に歩行者が危険にさらされる恐れがあるため、県警察では、交通指導取締りやパトカーでの警戒を強化している。また、高齢者の交通事故防止に向けた啓発も行っており、早めのライト点灯や夜光反射材の着用を促している。さらに、関係者と協力して飲酒運転の取締りも強化していく。特に11月と12月は、重大事故の発生が懸念されるため、総合的な対策を先制的に行っていく。
奥山委員	県内で青色防犯パトロールを実施している団体数と車両台数はどうか。
参事官（兼）生	令和6年10月末現在、団体数が178団体、登録車両台数が2,230台、

発 言 者	発 言 要 旨
活安全企画課長	<p>実施者数が6,579人となっている。 平成28年以降、登録車両台数は2,000台を超えており、令和5年末で全国3番目に多い状況である。</p>
奥山委員	<p>青色防犯パトロールの実施に当たっての要件はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>青色回転灯や青色の光源が点滅する防犯灯を装着するパトロール用の自動車のほか、自主防犯活動を行うパトロール実施者が必要である。そのため、パトロールに従事する方には、自主防犯活動を行うための講習を受講してもらい、パトロール実施者証を交付している。そして、青色回転灯装着車の準備とパトロール実施者証の交付があった団体からの申請に基づいて、継続的に防犯パトロール活動が行える団体として、警察本部長が認めた場合に証明書を発行する。その後、運輸支局等から自主防犯活動自動車として登録されて、青色回転灯を装備した走行が可能となる。</p>
奥山委員	<p>車両の適正台数はあるのか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>互いのパトロール地域をカバーし合いながら実施いただくことが重要であり、台数は多ければ多い方が良いと考えている。</p>
奥山委員	<p>地域ごとに車両台数の調整を行っているのか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>調整は行っていない。</p>
奥山委員	<p>青色防犯パトロールが効果を発揮した事例はあるか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>令和6年5月に、村山地方で深夜に徘徊する高齢男性を保護した事案があり、警察署長から感謝状が贈呈されている。</p>
奥山委員	<p>青色防犯パトロールにおける今後の取組方針はどうか。</p>
参事官（兼）生活安全企画課長	<p>地域の安全安心なまちづくりに貢献することができる、やりがいあるボランティア活動だということを様々な機会を通じて訴え、活動の活性化を図っていきたい。</p>
奥山委員	<p>110番通報の受理件数はどうか。</p>
地域課長	<p>令和元年が5万2,534件1日平均143.9件、2年が4万6,100件同平均126件、3年が4万7,385件同平均129.8件、4年が4万4,799件同平均122.7件、5年が5万1,307件同平均140.6件となっている。6年は、9月末現在で、受理件数が3万4,030件、前年同期比4,942件12.7%減少、1日平均124.2件となっている。</p>
奥山委員	<p>通報件数が大変多い印象を受けた。対応職員の負担が大きいと思うが、不要不急の110番通報の受理件数はどうか。</p>
地域課長	<p>令和6年の9月末における緊急の対応を要しない110番通報は1万569</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>件で、受理件数全体の約 31.1%を占めている。その内訳として、対応を急ぐ必要がない要望や苦情、相談、各種照会、虚報等が 3,804 件、全体の 11.2%、対応が不要なはずらや無応答、誤って通報されたもの等が 6,765 件、同 19.9%である。</p>
奥山委員	<p>適正な 110 番通報の方法について、小学生に対して教育することも必要と考えるがどうか。</p>
保健・食育主幹	<p>小学校では、社会科見学で消防署や警察署を訪問する際に、実際に緊急通報システムなどを見ながらその取組内容などを学習する機会があるが、どういう場合が不要不急に当たるかを小学生が具体的に理解することは難しいと思われる。今後、学校の中で指導可能かなど、検討していきたい。</p>
奥山委員	<p>日本語が話せない外国人からの 110 番通報の受理状況はどうか。</p>
地域課長	<p>令和 6 年 9 月末現在、外国人からの 110 番通報の受理件数は 150 件で、そのうち日本語が話せない外国人からの通報は 9 件である。</p> <p>日本語が話せない外国人からの 110 番通報への対応としては、通信指令課に備え付けの英語、中国語、タガログ語、韓国語、ロシア語の 5 か国語の通話マニュアルにより、話せる言語を確認した後、通訳を交えた 3 者通話を行っている。</p>
奥山委員	<p>聴覚や言語機能に障がいがある方などのための 110 番アプリシステムの利用状況はどうか。</p>
地域課長	<p>令和元年 9 月から同システムを運用しており、6 年 10 月末現在における県内のシステム登録者は 135 人で、利用件数は 7 件となっている。</p>
柴田副委員長	<p>県内の交差点関連交通事故の発生状況はどうか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>令和 5 年までの過去 5 年間の交通事故の発生件数 1 万 6,554 件のうち、9,520 件が交差点関連事故である。類型別では、車両相互の出会い頭が 43%と最も多く、次いで車両相互の追突が 31%となっている。また、第一当事者の事故原因別では、一時不停止が 19%と最も多く、次いで前方不注意が 14%となっている。</p> <p>一方、過去 5 年間の交通死亡事故 142 件のうち、55 件が交差点関連事故である。類型別では、車両相互の出会い頭が 20%と最も多く、次いで人対車両の横断歩道横断中が 18%となっている。また、第一当事者の事故原因別では、歩行者妨害等が 27%と最も多く、次いで一時不停止が 13%となっている。</p>
柴田副委員長	<p>今後の事故防止対策をどのように進めていくのか。</p>
参事官（兼）交通企画課長	<p>県警察では、一時不停止、信号無視、横断歩道での歩行者妨害等の交通違反取締りを強化しており、事故多発地点等での街頭活動を強化して、交通秩序の維持に努めている。併せて、安全確認や交通ルールを守ることの重要性を理解し安全行動につなげてもらうために、参加、体験、実践型の交通安全教育機器を活用した交通安全教室や自動車運転免許更新時等で</p>

発 言 者	発 言 要 旨
<p>柴田副委員長</p> <p>参事官（兼）交 通企画課長</p>	<p>の講習等を行っている。交通安全意識を高めるには、自治体や関係機関、団体と連携協力した啓発活動も重要であり、積極的な連携を図っている。</p> <p>危険箇所の道路交通環境の改善対策としては、通学路点検、事故危険箇所対策、事故ゼロプラン等、関係機関と連携した諸対策のほか、事故が多発している交差点を把握した場合には、まず警察官が現場確認した上で、必要に応じて迅速に道路管理者と現場点検を行い安全対策を図っている。</p> <p>交通秩序の維持、交通安全教育、道路交通環境の改善等の観点を踏まえ、関係機関、団体と連携しながら、総合的な交通安全対策に努めていく。</p> <p>事故多発地点とされる基準はどうか。</p> <p>普段の交通量等の道路環境を勘案し、人身交通事故が多く発生している場所と捉えている。</p>